

平成 23 年 2 月 3 日

金融庁監督局銀行第一課 御中

全 国 銀 行 協 会

「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対する意見の提出について

平成 22 年 12 月 28 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

項番	該当箇所(条項番号等)	意見	理由等
1	Ⅲ-4-3-2(3)③ロ	記載について、末尾に、「二」同様の「なお書き」の追記を検討頂けないか。	視覚障がい者にとって、健常者と同様に一人でサービスを楽しむことができる設備の整備が必要であるという趣旨は理解できるが、個々の店舗の多様性等も考慮しつつ、各金融機関ごとに、何が視覚障がい者に対して本当にベストな対応であるかを考え、その方法を模索し、実現するための自由度を残すべきと考える。